

議案第 6 3 号

権利の放棄（過年度分給与過払返納金）について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 権利放棄の内容

過年度分給与過払返納金に係る未返還額の請求権について、権利を放棄するものである。

2 権利放棄する金額

過年度分給与過払返納金 1 8 7, 0 8 9 円

3 相手方

債務者 米子市 個人

4 理由

債務者の裁判所による免責許可決定が確定し、破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 3 条第 1 項の規定により当該債権の回収が不可能であることから、権利を放棄しようとするものである。